

		<p>者関係団体等からも信頼され、かつ、安定所の行う業務に深い関心と理解を持つものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用促進に積極的な熱意を有し、かつ、聴覚障害者の職業問題等について専門的知識を有するものであること。 	
--	--	--	--

3. 障害者就業・生活支援センター

名称	主な職務	主な要件	研修・育成
就業支援担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授産施設等への訪問により支援対象者を把握し、職業リハビリテーションの受講を奨励すること。 ・ 障害者からの相談に応じ、就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導・助言その他の援助を行うこと。 ・ 障害者に対して職業準備訓練及び職場実習をあっせんすること。 ・ 支援対象者を雇用する事業主に対して就職後の雇用管理に係る助言等を行うこと。 ・ 関係機関との連絡調整を行うとともに、連絡会議を開催すること。 ・ 関係機関に係る情報を支援対象者や関係機関等に提供すること。 ・ 障害者雇用支援者に対する研修等を行うこと。 	特になし	<p>「就業支援担当者初任研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初任の就業支援担当者を対象 ・ 総合センターで実施 ・ 3～4日 <p>「就業支援スタッフリーダー研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4年以上の経験者を対象 ・ 総合センターで実施 ・ 前期3日、実践期(12週間程度)、後期3日 <p>「全国就業支援担当者経験交流会議」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業支援担当者を対象 ・ 本省から全国就業支援ネットワークの事務局センターに委託 ・ 1日

※ 生活支援担当者は、各センター1名配置。(要件：身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれかの障害者の生活支援について相当の経験及び知識を有する者であり、かつ他の障害福祉についても熟知しているものであること。研修なし。)

4. 障害者雇用支援センター

名称	主な職務	主な要件	研修・育成
指導員	<p>(業務全体を統括するセンター長の下)</p> <ul style="list-style-type: none"> 授産施設等への訪問により支援対象者を把握し、職業リハビリテーションの受講を奨励すること。 支援対象者に対して、職業準備訓練を行うこと。(作業訓練の指導、職場実習の指導)(*) 職業準備訓練を受けた後に就職した支援対象者に対して、必要な助言等を行うこと。(職場定着指導、通勤援助)(*) 支援対象者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に対して、当該支援対象者の雇用管理に関する事項について助言等を行うこと。 障害者雇用支援者(ボランティア)の登録、情報提供、研修を行うこと。 <p>(*は地域障害者職業センターの行う職業評価に基づく)</p>	特になし	<p>「就業支援担当者初任研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> 初任の就業支援担当者を対象 総合センターで実施 3～4日 <p>「就業支援スタッフリーダー研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> 4年以上の経験者を対象 総合センターで実施 前期3日、実践期(12週間程度)、後期3日

9

5. ジョブコーチ支援実施機関

名称	主な職務	主な要件	研修・育成
第1号ジョブコーチ	<p>(地域障害者職業センターが策定した職業リハビリテーション計画に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援実施事業所の職場環境等の把握・分析並びに支援対象者に係る適応状況の把握及び問題点の整理 支援対象者に対する職場適応のための指導・援助 支援対象事業主に対する支援対象者の雇用管理全般に 	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 高障機構が行う第1号職場適応援助者養成研修^{☆1}、又は厚生労働大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修^{☆2}を修了した者であって社会福祉法人等に雇用されている者 	<p>[要件として]</p> <p>☆1:高障機構が行う「第1号職場適応援助者養成研修」 (資料13のp2参照)</p> <p>☆2:厚生労働大臣が定める「第</p>

	<p>わたる指導・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の家族に対する支援対象者の職業生活の安定のための助言・援助 通勤指導の実施 事業終了後のフォローアップの実施 支援記録の作成 <p>※ 1人の支援対象障害者に対して複数担当制(第1号ジョブコーチ同士又はジョブコーチ(配置型)と第1号ジョブコーチとの組み合わせによるペア)で支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の就労支援に係る業務を1年以上行った者(*) <p>* 障害者の就労支援に係る業務を1年以上行った者: 就労支援等を実施する機関、医療・保健・福祉・教育機関、障害者団体、障害者雇用事業所等において、障害者の就職又は雇用の継続のために行う次の業務を1年以上行った経歴がある者</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業指導、作業指導等に関する業務 社会復帰、職場復帰の支援に関する業務 障害者の雇用管理等に関する業務 	<p>1号職場適応援助者養成研修」(資料13のp2参照)</p>
--	--	---	----------------------------------

6. 発達障害者支援センター

名称	主な職務	主な要件	研修・育成
就労支援を担当する職員	<ul style="list-style-type: none"> 就労を希望する発達障害児(者)に対する就労に向けた相談等 企業等への継続的な訪問による発達障害に関する理解の促進 公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関との連携 	<p>発達障害児(者)の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県知事が認める者</p>	<p>下記参考を参照。</p>

※ センターには上記の他、相談支援を担当する職員、発達支援を担当する職員が配置されている。

(参考) 福祉、保健医療、教育等の分野の職業リハビリテーション人材の育成等

障害者職業総合センター等において、職業リハビリテーションを担う人材の育成等を実施。

名称	主な対象	内容	実施主体等
職業リハビリテーション実践セミナー	医療、保健、福祉、教育等の関係機関の職員等であって、就労支援の経験が少ない者	職業リハビリテーションに関する基礎的理論、情報、技法を体系的に提供(初心者向けプログラム)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合センターで実施 ・ 4日間
地域職業リハビリテーション推進フォーラム	医療、保健、福祉、教育等の関係機関の職員、事業所関係者であって、地域の職業リハビリテーションのネットワークに関わる者	地域の職業リハビリテーションのネットワークの維持・発展のための情報共有、検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域障害者職業センターで実施 ・ 半日～1日程度
障害者就業支援基礎講座	医療、保健、福祉、教育等の関係機関の職員であって、就労支援の知識、経験が少ない者	職業リハビリテーションに関する基礎的知識、情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域障害者職業センターで実施 ・ 半日～1日程度
職業リハビリテーション研究発表会	職業リハビリテーション機関をはじめ、企業、労働行政、医療・保健、福祉、教育等の関係機関の職員等	職業リハビリテーションの調査研究成果、就労支援に関する実践等の周知・紹介及び、参加者相互の意見交換、経験交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合センターで実施 ・ 2日間
発達障害者の就労支援を担当する職員のための講習会(発達障害者就労支援育成事業)	雇用、医療、保健、福祉、教育等関係機関における発達障害者に対する支援従事者	雇用支援制度の概要、発達障害者の職業生活上の課題、効果的な支援技法等の基本的な知識・スキルに関する講習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者支援センター(全国4団体) ・ 1日程度